

安芸太田町パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き



安芸太田町

目 次

1	パートナーシップ宣誓制度の概要	1
2	宣誓できる方	2
3	宣誓手続の流れ	3
4	必要書類	4
5	交付する書類	5
6	受領証等の再交付・変更・返還	5
7	他の自治体との相互利用	6
8	宣誓書記載内容等証明書	7
9	よくある質問	7

お問い合わせ

安芸太田町役場 住民課

〒731-3810

山県郡安芸太田町大字戸河内 784 番地 1

電話：0826-28-2116

FAX：0826-28-1622

Email:jumin01@akiota.jp

1 パートナーシップ宣誓制度の概要

安芸太田町では、すべての人が人権の意義や重要性について理解を深め、自己の人権のみならず、他者の人権についても正しく理解し、性の多様性を認め合いながら、一人の人間として自分らしく生きることができ、社会の実現を目指しています。

その取組の一環として導入する「安芸太田町パートナーシップ宣誓制度」は、一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係（パートナーシップ）である旨の宣誓書を提出し、安芸太田町が受領証および受領カードを交付するものです。

この制度に法的効力はありませんが、その関係を行政が認知することによって、性の多様性に関する社会的理解を促進するとともに、誰もが持つ人権の話であることを一人ひとりが認識し、それぞれの生き方が尊重される社会が実現することを期待しています。

【用語】

- 性的マイノリティ
性的指向や性自認等のあり方が少数派である人
- パートナーシップ
一方または双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係

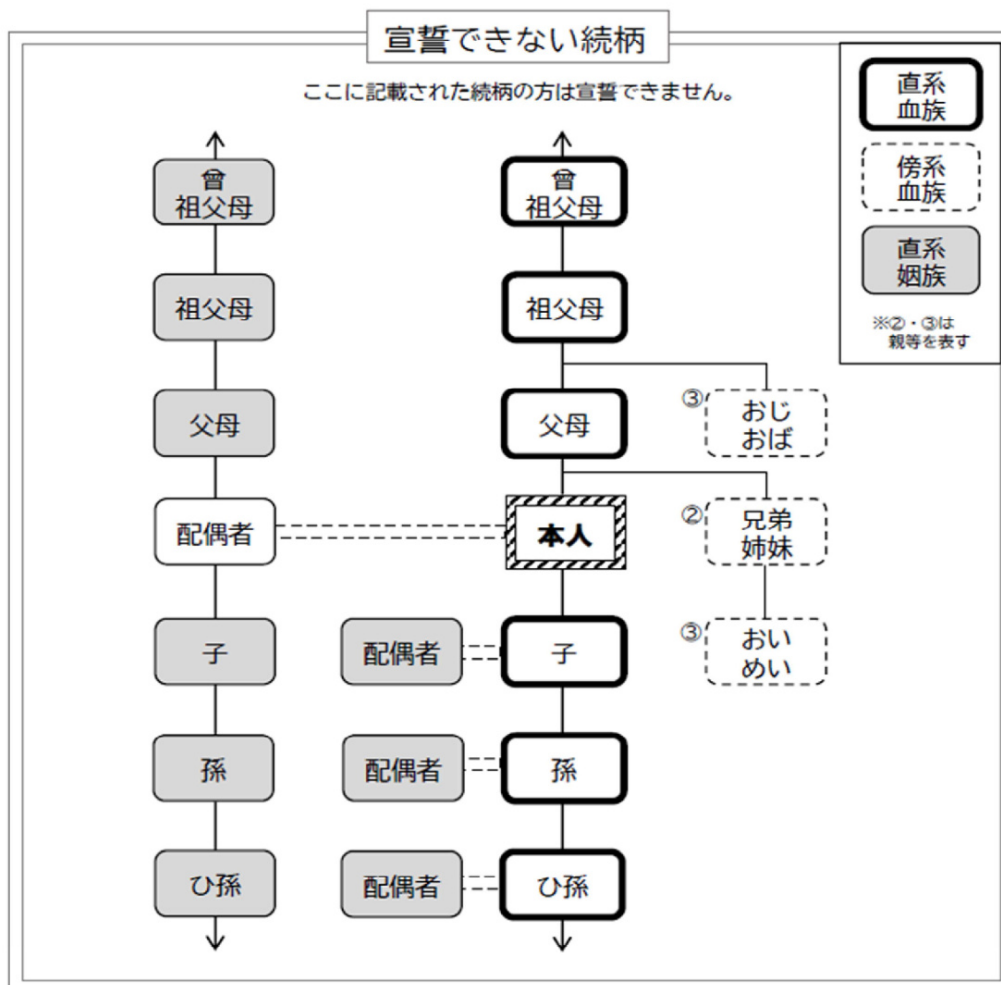
2 宣誓できる方

一方または双方が性的マイノリティのお二人であり、次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) パートナーシップにある2人のうち、いずれか一方が町内に住所を有している、または宣誓の日から原則として14日以内に町内への転入を予定していること
- (2) 成年に達していること
- (3) 配偶者（事実上の婚姻関係を含む。）がいないこと
- (4) 宣誓をしようとする相手以外と宣誓をしていないこと
- (5) お二人の関係が、民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者でないこと（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族でないこと）

※下図参照

※ただし、お二人が養子縁組をしている、またはしていた場合は宣誓できます。



3 宣誓手続の流れ

宣誓は、原則お二人で窓口にお越しいただくようお願いしております。

特段の事情により窓口へ来られることが困難な場合はご相談ください。

(1) 宣誓日の予約【事前】

□宣誓希望日の10日前までに、メールまたは電話で事前予約をお願いします。

①メール jumin01@akiota.jp

②電話 0826-28-2116

- 電話による予約受付時間は、平日の8時30分から17時15分までです。
- 宣誓のご予約が可能な日は、土日・祝日・12/29～1/3を除く日です。
- 宣誓にかかる時間は、1時間程度を見込んでいます。

【予約の際にお伝えいただく事項】

- 宣誓希望日と時間帯（第3希望まで） 例：令和〇年〇月〇日午前10時から
- 宣誓されるお二人の名前（名字のみ）
- 宣誓されるお二人のうち、安芸太田町内への転入を予定されている方の有無
- 通称名の利用希望
- 代表の方の日中のご連絡先（メールアドレス、電話番号）
- 宣誓されるお二人以外の方の同伴の有無（お子さん、代筆者など）

(2) パートナースhip宣誓当日（受領証交付）

□予約した日時に、お二人そろってお越しください。

□宣誓場所では、パートナースhip宣誓書（裏面パートナースhip宣誓に当っての確認書）を記入していただきます。宣誓書の用紙は町が準備します。

※宣誓は、プライバシーに配慮し、原則個室で行います。

※自ら宣誓書に記入できないときは、宣誓をしようとする方及び町職員の立ち合いの下、代書することができます。

宣誓場所：町が指定する場所（予約をされた方に個別にお知らせします）

所要時間：1時間程度

必要書類：この手引きの4～5ページに記載している必要書類をお持ちください。

□要件を満たしていることが確認できましたら、当日、宣誓書の写し（1通）、宣誓書受領証（1通）、宣誓書受領カード（2通）をお二人に交付します。ただし、書類に不備や不足があった場合、交付を延期することがあります。

※宣誓書受領証と宣誓書受領カードは、後日郵送することも可能です。

4 必要書類

(1) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

3ヵ月以内に発行された、住民票の写しか住民票記載事項証明書のどちらかを提出してください。

住民票の写し	本人のみで、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。 （本籍地・筆頭者はなくてもかまいません。）
住民票記載事項証明書	本人のみで、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。

宣誓するお二人が同じ世帯である場合は、1枚の住民票の写し（住民票記載事項証明書）にお二人が一緒に記載されたものでもかまいません。

※個人番号（マイナンバー）の記載があるものは受け取れません。ご注意ください。

【転入予定の場合】

宣誓の日から14日以内に転入予定の方は、転入が予定されていることがわかる書類の写しを提出してください。⇒転入が完了したら住民票の写し等町内への転入を証明する書類を町長へ提出してください。

例：転出証明書、新しい住居の賃貸借契約書

※個人番号（マイナンバー）部分はマジック等で黒塗りしてください。

(2) 戸籍抄本等の配偶者がいないことを証明できる書類

3か月以内に発行された、戸籍抄本等の配偶者がいないことを証明できる書類を提出してください。

戸籍を取得する方法は、役場住民課へご確認ください。

※本籍地が分からない場合は、本籍地が記載された住民票を取得することで知ることができます。

※外国籍の方は本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書など）を、日本語訳を添付して提出してください。

(3) 本人確認できる書類

運転免許証 マイナンバーカード（個人番号カード） 旅券（パスポート）

在留カード 特別永住者証明書 小型船舶操縦免許証

宅地建物取引主任者証（宅地建物取引士証） など

上記の書類をお持ちでない場合は、複数枚を組み合わせ提示することで、本人確認ができます。※次の（１）の書類を２枚、または（１）と（２）の書類を各１枚

- （１）・国民健康保険資格確認証 ・健康保険資格確認証 ・介護保険被保険者証
 ・生活保護受給者証 ・国民年金手帳 ・被爆者健康手帳 など
- （２）・法人が発行した身分証明書（写真付き） ・学生証（写真付き）
 ・国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付き）

（４）通称名を証明する書類（通称名の使用を希望する場合）

通称名での宣誓を希望される方は、３か月以内に発行された、日常生活において通称名を使用していることが確認できる以下のいずれかを提出してください。

- ・給料明細書
- ・通称名の記載のある住民票の写し
- ・在学証明書等
- ・自宅に届いた郵便物２通（消印があり、住民票の住所と一致し、手書きでないもの）

5 交付する書類

提出して頂いた書類に不備等がなければ、パートナーシップ宣誓書受領証と受領カードをお二人に交付します。

6 受領証等の再交付・変更・返還

（１）受領証等の再交付

紛失や毀損、汚損などによりパートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を希望するときは、様式第４号の再交付申請書を提出してください。

毀損、汚損の場合は、すでに発行している受領証等と引き換えとなりますので、忘れずにお持ちください。※再交付後、紛失した受領証等を発見した場合はすみやかに返還してください。※再交付申請書提出の際、本人確認を行いますので、この手引きの４ページに記載している「４必要書類（３）本人確認できる書類」を参考に、本人確認書類をお持ちください。

（２）宣誓事項の変更

住所や氏名の変更など宣誓書に記載した事項に変更があった場合は、様式第５号の宣誓事項変更届を、変更内容が確認できる書類と一緒に提出してください。

<変更内容が確認できる書類の例>

住所変更の場合：住民票の写し、住民票記載事項証明書

氏名変更の場合：戸籍抄本等

通称名変更の場合：給料明細書、通称名の記載のある住民票

また、変更届の提出の際に本人確認を行いますので、この手引き中に記載している「4 必要書類（3）本人確認できる書類」を参考に、本人確認書類をお持ちください。

（3）受領証等の返還

以下に該当するときは、様式第6号の受領証等の返還届を提出し、受領証等を返還してください。

- （1）パートナーシップを解消したとき
- （2）お二人ともが町内に住所を有しなくなったとき
- （3）一方が亡くなられたとき
- （4）宣誓が無効となったとき（※）
- （5）その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

※宣誓が無効となる時

以下のいずれかに該当するときは、宣誓が無効とします。その場合は、無効とした受領証等の交付番号をホームページ等で公表します。

- （1）2人にパートナーシップを形成する意思がないとき
- （2）宣誓書の内容に虚偽があったとき
- （3）宣誓できる方の要件（2ページ参照）に反しているとき
- （4）町内への転入を証明する書類を提出しなかったとき

返還届提出の際に本人確認を行いますので、この手引き中に記載している「4 必要書類（3）本人確認できる書類」を参考に、本人確認書類をお持ちください。

7 他の自治体との相互利用

お二人が、安芸太田町がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体へ転出する場合、様式第9号の受領証等継続使用申請書を安芸太田町へ提出することにより、安芸太田町の受領証等を転出先の自治体で継続して使用することができる場合があります。

8 宣誓書記載内容等証明書

パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書が必要な場合は、様式第7号の宣誓書記載内容等証明書交付申請書を提出してください。

例えば、宣誓してから8年経つと受領証等に記載された日付も8年前となります。8年後に何らかのサービスを受けようと、宣誓したことの証明として受領証を提示すると「8年前の日付でなく、最新の日付で宣誓したことを証明するものが欲しい」と相手方から言われることがあるかもしれません。そのようなときは、「宣誓書記載内容等証明書」の提出を相手方に提案してみてください。

宣誓書記載内容等証明書を取得したい場合は、交付申請書を提出してください。不備等がなければ、即日発行します。後日郵送も可能です。

9 よくある質問

Q.1 パートナーシップ宣誓制度と結婚の違いは何ですか？

結婚は法律に基づいて行われ、法的な権利・義務が発生します。一方、パートナーシップ宣誓制度は、安芸太田町が独自で行う制度であり、法的効力はありません。

この制度は、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓したことについて公的に認知することにより、その思いを受け止め、宣誓された方々が持つ生きづらさや不安を軽減し、安心感を持って自分らしく生活できることを応援するものです。

Q.2 宣誓できるのは同性パートナーだけですか？

同性パートナーに限らず、一方または双方が性的マイノリティの方で、宣誓できる人の要件（2ページ参照）を満たしていれば、宣誓することができます。

Q.3 同居していないと宣誓できませんか？

お二人が同居していなくても宣誓することができます。

Q.4 事実婚の2人は宣誓できますか？

双方とも性的マイノリティでない事実婚であるお二人は宣誓できません。

Q.5 養子縁組をしています、宣誓はできますか？

宣誓しようとしているお二人が養子縁組をしている場合は宣誓できます。

Q.6 外国籍ですが宣誓できますか？

外国籍の方でも宣誓することができます。宣誓する際には、本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書など）と住民票の写し、本人確認できる書類の提出が必要です。本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類には、翻訳者の住所・氏名が記載された日本語訳を添付してください。

なお、パートナーシップ宣誓をしても在留資格や在留期間は変わりません。

Q.7 通称は使用できますか？

通称名を使用することができます。通称名を使用する際は、受領証等の表面に通称名が、裏面に戸籍上の氏名が記載されます。必要書類は、手引きの5ページをご覧ください。

Q.8 宣誓はどこで行うのですか？

宣誓は安芸太田町役場本庁で行います。各支所では手続きできません。

Q.9 宣誓にあたり、プライバシーは守られますか？

宣誓する際は、プライバシーに配慮し、原則個室で行い、担当の町職員のみが立ち会います。提出された書類や記載されている個人情報等について、本人の同意なく外部に提供することはありません。

Q.10 郵便やメールでも宣誓書を受け付けていますか？

郵便やメールでは受け付けていません。宣誓時はお二人でお越しいただき、宣誓書を提出していただく必要があります。

Q.11 平日に2人で役場に行くのが難しいのですが…

原則、宣誓は平日（土日、祝日、及び年末年始（12月29日～翌年1月3日を除く））の午前8時30分から午後4時00分までです。ただし、特段のご事情がある場合は、安芸太田町役場住民課までご相談ください。

Q.12 代理人でも宣誓できますか？

代理人による宣誓はできません。宣誓時はお二人でお越しいただく必要があります。

Q.13 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓書の提出や受領証等の交付は無料です。また、宣誓書記載内容等証明書の交付も無料です。ただし、宣誓等の際に提出していただく必要書類（住民票の写しや戸籍抄本など）の交付手数料等は自己負担となります。

Q.14 宣誓すると戸籍や住民票の記載が変わりますか？

この制度は法律的効力がないため、宣誓後に戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q.15 受領証等に有効期限はありますか？

有効期限はありません。

Q.16 町外に転出する場合はどうすればよいですか？

お二人とも安芸太田町に居住しなくなる場合は、様式第6号の返還届を提出し、受領証等を返還してください。なお、安芸太田町がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体に転出する場合は、申請により受領証等を継続使用することができます。

お二人とも安芸太田町に居住していたが、一方だけ町外に転出する場合は、転入手続きを終えた後、様式第5号の変更届と新住所の住民票を提出してください。

Q.17 結婚した場合は宣誓受領証を返還しなければならないですか？

婚姻届を提出した場合は、宣誓できる人の要件に合致なくなります。様式第6号の返還届を提出し、受領証等を返還してください。

Q.18 成りすましなど悪用をされませんか？

宣誓を受ける際に戸籍抄本、住民票、本人確認書類等を確認することで、成りすまし等を防止します。なお、宣誓が無効のものであると判明した場合は、無効となった宣誓の交付番号を安芸太田町ホームページで公表します。

Q.19 受領証等の交付を受けることでどんなメリットがありますか？

お二人の関係を形にすることができます。また、この制度に法的効力はありませんが、宣誓書受領証等の提示により、各種行政サービス等が利用できるようになります。

人権に関する各種相談窓口

LGBT電話相談（エソール広島相談事業）

電話番号 **082-207-3130**

受付時間 毎週土曜日 10:00～16:00
(祝日・年末年始を除く)

ご家族、パートナー、支援者の方からの相談もお受けします。
相談は無料です。匿名で、秘密は厳守します。ひとりで悩まず、お気軽にお電話ください。

例えばこんな相談をお受けしています。

自分の性的指向や性別の違和感

自分の性別がはっきりとわからない

自分の性的指向や性別違和のために、職場で安心して働くことができない など

■全国の法務局・地方法務局が開設している人権相談窓口

相談は無料で、秘密は守ります。

みんなの人権110番



0570-003-110

※一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。
※最寄りの法務局・地方法務局につながります。

受付時間 平日8:30～17:15

外国語人権相談ダイヤル (Foreign-language Human Rights Hotline)



0570-090-911

(Weekdays 9:00 - 17:00)

対応言語

English (英語) Chinese (中国語)
Korean (韓国語) Filipino (フィリピン語)
Portuguese (ポルトガル語)
Vietnamese (ベトナム語) Nepali (ネパール語)
Spanish (スペイン語)
Indonesian (インドネシア語) Thai (タイ語)

※最寄りの法務局・地方法務局につながります。

女性の人権ホットライン



0570-070-810

※IP電話からは接続できません。
※最寄りの法務局・地方法務局につながります。

受付時間 平日8:30～17:15

子どもの人権110番



0120-007-110

※一部のIP電話からは接続できません。
※最寄りの法務局・地方法務局につながります。

受付時間 平日8:30～17:15

インターネット人権相談受付窓口



←QRコードをバーコード
リーダーで読み込んで接続
してください。

受付時間 24時間